

# 保安管理業務の細目及び基準

## 1. 保安管理業務の内容

(1) 乙が受託して実施する保安管理業務は次によるものとします。

① 定例の保安管理業務は次によるものとします。

- a. 定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別表第1「点検、測定及び試験の基準」によります。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に報告するものとします。
- b. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、原因の究明に協力し、応急措置を指導するとともに、必要により臨時点検を実施し、再発防止につきとるべき措置を報告するものとします。
- c. 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うものとします。

② 定例以外の保安管理業務は次によるものとし、甲の要求に基づき必要の都度行います。

- a. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長への報告、届出書類及び図面等について、その作成及び手続きの助言を行うものとします。
- b. 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告するものとします。
- c. 電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて工事期間中の点検を毎週1回行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告するものとします。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとします。

(2) 次の①～④のいずれかに該当する電気工作物については、甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を、電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。これに関し、甲の求めに応じ乙は助言を行うこととします。

① 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のaからfまでのいずれかに該当する自家用電気工作物）

- a. 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- b. 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- c. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- d. 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
- e. 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- f. 壁の中、密閉された天井裏、固定ボルトで固定された機器の内部等の隠ぺい場所に設置された配線及び機器等

② 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のaからfまでのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

- a. 高所にある配線、機器等及び稼働中の機器又はその付近の配線、機器等で点検を行うことが危険を伴う場合（広告塔、照明塔、回転機器等）
- b. 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
- c. 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
- d. 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
- e. 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
- f. 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

③ 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

④ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

(3) 乙は、上記(1)及び(2)の点検の他、甲の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、保安業務担当者等の観点から点検を行うものとします。

## 2. 絶縁監視装置の警報発生時の処置

(1) 乙は、電気工作物に設置した絶縁監視装置から次の警報を直接又は甲を通じて受けた場合、警報の発生の原因を調査し、再発防止につきとるべき措置を行うものとします。

- a. 警報動作電流50ミリアンペア以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」といいます。）を連続して5分以上受信した場合
- b. 5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合

(2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとします。

点検、測定及び試験の基準

設備	点検項目	点検の種類			工事期間中の点検 臨時点検	
		定期点検		無停電		
		月次点検	年次点検 停電			
受	区分開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
		継電器の動作試験		○	※2○	
		継電器の動作特性試験		※3○	※3○	
		開閉器と継電器の連動試験		※3○	※3○	
引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	※1○		
断路器	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	※1○		
電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	※1○		
変	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
		内部点検		1回/6年		
		絶縁油酸価測定		上記結果により		
		〃 耐圧試験		必要の都度		
		継電器の動作特性試験		※3○	※3○	
電	遮断器、開閉器と 継電器 の連動試験			※3○	※3○	
		変圧器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
		漏えい電流測定	○			
		内部点検		1回/6年		
		絶縁油酸価測定		上記結果により		
設	コンデンサ、リアクトル	〃 耐圧試験		必要の都度		
		外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
		計器用変成器、 零相変流器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
		避雷器	外観点検	○	○	○
備	母線等	絶縁抵抗測定		○	※1○	
		外観点検	○	○	○	
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
受・ 配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○	
		電圧、電流測定	○			
		絶縁抵抗測定		○	※1○	
		計器校正試験		必要の都度		
絶縁監視装置	外観点検	○	○	○		
	許容誤差試験（伝送試験を含む）		○	○		
接地 工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	
		接地抵抗測定		※4○	※4○	
構造 物	受変電室建屋、キュービクル 式受変電設備の金属製外箱等 （発電設備含む）	外観点検	○	○	○	

設 備		点 検 項 目	点 検 の 種 別			工 事 期 間 中 の 点 検 臨 時 点 検
			定 期 点 検			
			月 次 点 検	年 次 点 検		
停 電	無 停 電					
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		※5○		
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
設 備	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
設 備	開閉器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
設 備	遮断器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
非 常 用 予 備 発 電 装 置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		始動・停止試験	○	○	○	
	発電機	外観点検	○	○	○	
		発電電圧、周波数（回転数）の測定	○	○	○	
	遮断器、開閉器、配電盤、 制御装置等	絶縁抵抗測定		※5○		
		外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5○		
		内部点検		1回/6年		
	絶縁油酸価測定		上記結果により			
	// 耐圧試験		必要の都度			
	継電器の動作特性試験		※3,6○			
蓄 電 池 設 備	蓄電池 (原動機始動用を含み、開放した 場所にあるものに限る。)	外観点検	○	○	○	
		電圧測定		○	○	
		比重測定		○	○	
		液温測定		○	○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		※5○			
発 電 設 備	原動機、風車及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		始動・停止試験		○	○	
	始動装置（蓄電池、充電装置等）	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		電圧測定		○	○	
		比重測定		○	○	
		液温測定		○	○	
	太陽電池、発電機、燃料電池	外観点検	○	○	○	
		発電電圧、周波数（回転数）の測定	○			
		絶縁抵抗測定		※7○		
	遮断器、開閉器、変圧器等	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		漏えい電流測定	○			
		内部点検		1回/6年		
絶縁油酸価測定			上記結果により			
	// 耐圧試験		必要の都度			
直 交 変 換 装 置 、 配 電 盤 、 制 御 装 置 等	直交変換装置、配電盤、 制御装置等	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※7○		
		電圧、電流測定	○			
		継電器の動作特性試験		※3,6,8○		
		計器校正試験		必要の都度		

注1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。

2. 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

外観点検とは、設備が運転中の状態において目視（必要に応じ携帯計器の使用を含む。）により次の点検項目を行います。

- a. 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- b. 電線と他物との離隔距離の適否
- c. 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- d. 接地線等の保安装置の取付け状態

3. 年次点検は、主として停電により設備を停止状態にして年1回点検を行うものとします。ただし、信頼性が高く、かつ、各点検項目と同等と認められる点検が1年に1回以上行われる機器については、3年に2回以内の範囲において停電をしない状態で年次点検（無停電年次点検）を行います。

4. 工事期間中の点検は、外観点検を行います。臨時点検は、必要に応じ外観点検及び年次点検に準じて行います。

5. 絶縁油の酸価測定及び耐圧試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、全部又は一部を省略することがあります。

6. 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、漏えい電流測定に替えることがあります。

7. 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルにおいて「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当しているかの確認を年次点検時に行います。ただし、これまでに記録等で確認している機器については、その内容をもって確認したものとします。

8. ※を付した項目は、次のとおりとします。

※1 部分放電測定及び温度測定に替えることがあります。

※2 継電器の単体試験（押し釦テスト）及び制御回路試験とします。

※3 3年に2回以内の範囲で、過去の試験・測定結果、経年的評価及び月次点検時の点検結果等により正常であることを確認し試験に替えることがあります。

※4 過去の実績により、その全部又は一部を省略することがあります。

※5 絶縁監視装置の動作状況、過去の測定実績等を検討し、絶縁状態が良好と判断される場合は、測定周期を延長することがあります。

※6 発電機筐体に組み込まれた継電器の動作特性試験は、その全部又は一部を省略することがあります。

※7 開閉器の施設状況又は製造者との協議により、その全部又は一部を省略することがあります。

※8 発電設備に設置する系統連系保護装置については、単独運転検出機能の動作確認に替えることがあります。